

## 八千代市土木工事週休２日制適用工事実施要領

### （目的）

第１条 この要領は、週休２日制適用工事（以下「適用工事」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取組を促進し、もって少子高齢化を背景として技術者、技能労働者等の人材不足が懸念される建設業のうち土木工事業について、将来の担い手確保に向けた事業主等の取組に寄与することを目的とする。

### （用語の定義）

第２条 この要領において「週休２日」とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所、又は交替制を行ったと認められる状態をいう。

#### （１）現場閉所による適用工事

１）「完全週休２日（土日）」については、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、 $28.5\%$ （２日／７日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。また、完全週休２日（土日）の実施にあたり、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一週内に代替休日を設定するものとする。

２）「月単位の週休２日」については、対象期間の全ての月において、現場閉所率が、 $28.5\%$ （８日／２８日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

３）「通期の週休２日」については、対象期間において、現場閉所率が、 $28.5\%$ （８日／２８日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

#### （２）交替制適用工事

１）「完全週休２日交替制」については、対象期間の全ての週において、現場に従事した対象者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、 $28.5\%$ （２日／７日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態

をいう。

2) 「月単位の週休2日交替制」については、対象期間内の全ての月において、休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

3) 「通期の週休2日交替制」については、対象期間において、休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

2 この要領において「対象期間」とは、現場閉所による適用工事の現場着手日から現場完成日までの期間、交替制適用工事の技術者、技能労働者及び現場代理人の従事期間をいう。ただし、次に掲げるものについては、対象期間に含まないものとする。

(1) 年末年始6日間

(2) 夏季休暇3日間

(3) 工場製作のみを実施している期間

(4) 工事全体を一時中止している期間

(5) その他工事に終日着手していないものとして対象期間に含むことが適当でないとされる期間

3 この要領において現場閉所による適用工事の「現場閉所」とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除いた、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4 この要領において現場閉所による適用工事の「現場着手日」とは、現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。

5 この要領において現場閉所による適用工事の「現場完成日」とは、現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。

6 この要領において交替制適用工事の「休日」とは、対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での専務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。

7 この要領において交替制適用工事の「対象者」とは、当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）すべての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。

（適用工事）

第3条 適用工事は、八千代市が発注する土木工事のうち、発注者が週休2日制に取り組むことと指定する工事とする。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 対象期間（現場着手日から現場完成日）が1週間未満の工事
- (2) 緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、適切でないと認められる工事

（工期設定）

第4条 適用工事の工期は、千葉県が定める「適正な工期設定について」に基づき、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間を積み上げ方式で設定し、この設定した日数に完成検査期間の14日を加えた日数とする。

- 2 前項の規定による工期の設定について、不稼働日の日数を算定するに当たっては、千葉県から通知される最新の数値を用いて算定することとする。
- ただし、工事により制約等がある場合は別途考慮するものとする。

（実施方法）

第5条 発注者は、特記仕様書に、発注する工事が適用工事である旨を、別紙1のとおり記載すること。

- 2 発注者は、公告時等に工事工程表を添付すること。
- 3 前項の規定により公告時等に添付されることとなる工事工程表は、請負契約上の拘束力を生じるものではなく、工事の目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
- 4 工事契約後、発注者が示した工事工程表を基に、受注者及び発注者（以下

これらを総称して「受発注者」という。)の間で関係者協議の有無及び協議完了予定時期、工事工程のクリティカルパス等を共有し、現場着手前に週休2日の取組方式について工事打合簿により協議すること。

5 工事の対象期間については、契約後、受発注者で協議して定めることとする。

6 前項の協議は、現場着手前に、現場着手日及び現場完了日を記した工事打合せ簿により、監督職員と行うものとする。この場合において、受注者は、対象期間における現場閉所予定日がわかる工程表等（以下「工程表等」という。）を監督職員に提出すること。

7 受注者は、現場閉所を行う時は、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、現場閉所を行う日が次の各号のいずれかに該当する場合は、連絡することを要しない。

(1) 監督職員が工程表等で事前に把握している日である場合

(2) 官公庁の休日と同日である場合

8 受注者は、交替制適用工事の場合は、技術者、技能労働者及び現場代理人の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。

9 工事の工程に変更が生じた場合は、その要因及び変更後の工事工程について、受発注者間で協議すること。この場合において、工事行程の変更理由が受注者の責によらないものとして次の各号のいずれかに該当する場合は、適切に工期の変更を行うこと。

(1) 工事工程の条件に変更が生じた場合

(2) 著しい悪天候により不稼働日が当初の想定より多く発生した場合

(3) 工事を一時中止したことにより工程の全体に影響が生じた場合

(4) 資機材や労働需要のひっ迫により工程の全体に影響が生じた場合

(5) その他特別な事情により工程の全体に影響が生じた場合

10 受注者は、毎月の工事履行報告書（別紙2）と併せて、チェックリスト（別紙3）、又は休日確保状況チェックリスト（別紙4）を監督職員に提出するとともに、チェックリストの確認用として作業日報等の現場閉所の日を

確認できる書類を監督職員に提示すること。

1 1 受注者は、対象期間の終了後速やかに、最終月の週休2日制の取組が確認できる工事履行報告書及びチェックリストを監督職員に提出すること。

1 2 受注者は、現場完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続に要する期間を取れないおそれがある場合は、受発注者の協議により閉所の実績を確認する日を別に決定するものとし、それ以降は、現場閉所日を協議により決定し、これに基づき設計変更を行うものとする。

(積算方法)

第6条 積算方法については、千葉県が定める「週休2日制適用工事実施要領」を準用する。

(工事成績)

第7条 適用工事が週休2日制を達成できた場合は、完成検査時の工事成績評定における「創意工夫」を加点評価するものとする。

2 週休2日制を達成できなかったことのみを理由とした工事成績評定点の減点評価は、行わない。

(実施の明示)

第8条 受注者は、対象期間中、適用工事を実施している旨を、別紙5の明示例を参考に、工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示することとする。

(その他)

第9条 受注者は、この要領に定めのない事項又は要領に疑義を生じた事項については、監督職員と協議することとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に入札公告した工事については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した工事であって、施行日において現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業の全てが完了した状態には至っていない工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に入札公告した工事については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した工事であって、施行日において現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業の全てが完了した状態には至っていない工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に入札公告した工事については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した工事であって、施行日において現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業の全てが完了した状態には至っていない工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に入札公告した工事については、なお従前の例による。

3 施行日前に現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した工事であって、施行日において現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業の全てが完了した状態には至っていない工事については、なお従前の例による。